



名古屋大学  
大学院法学研究科  
副研究科長、教授  
小林 量

### ■ はじめに

昨年の11月6日(金)に、国際シンポジウム「体制移行国・発展途上国への法学教育協力～名古屋大学日本法教育研究センターの新たな挑戦～」(文部科学省後援)が東京国際フォーラムホールD7にて開催されました。同シンポジウムは名古屋大学法学部60周年記念事業の一環として開催されたものです。国内外からの来賓16名を含め、約150名の参加者がありました。

### ■ 開催の趣旨

90年代以来、名古屋大学法学部は、体制移行国に対する法整備支援に積極的に取り組み、特に、それらの国の次世代を担う人材を育成するため、大学院に英語による教育のコースを設置し、多数の学生を受け入れました。その修了生数は130名を超え、現在各国において重責を担っている法律家が多数輩出されています。

しかしながら、法整備支援のカウンターパートとして機能し得るような、日本法の知識を持った専門家や

日本法の研究者養成を念頭に置いた場合、英語による日本法教育には一定の限界があります。時代とともに変化・発展していく法の姿を十分に捉えることができるかという問題や、法が生きる場である社会と、それを構成する人々が共有する文化の一部である言語に関する知識なしで、それらを十分に理解することができるかという問題もあります。その一方、日本語教育は特に発展途上国においては十分に普及していません。

2005年以降、我々が発展途上国に設置を進めてきた「日本法教育研究センター」は、そのような状況を切り開くための一つの提案です。体制移行国現地の大学に開設されたセンターにおいて、日本語学習と、「日本語による日本法教育」により、将来の日本法専門家を養成することが目指されました。センター修了者のうち優秀な者については、名古屋大学大学院法学研究科への優先的な留学の道が開かれています。

最初のセンターの開設から4年を経て、すでに最初の学生たちからは修士課程を修了し、帰国を飾るものも現れました。本シンポジウムは、創立60周年というこの時期に、これまでの同センターの取り組みとその成果を紹介するとともに、将来の更なる飛躍に向けて検討を加えるために開催されたものです。

### ■ 開会式

杉浦一孝名古屋大学大学院法学研究科長から開会の辞があり、そこでは、前述の本シンポジウムの趣旨

が述べられるとともに、本事業は教育事業であり、教育事業の成果は一世代後(30年後)に現れるものであるから、本学の事業も短くとも後15年は継続を要するとの認識が示されました。

その後、濱口道成名古屋大学総長の挨拶に続き、来賓である芝田政之文部科学省大臣官房国際課長、赤根智子法務省法務総合研究所国際協力部長、中川寛章独立行政法人国際協力機構(JICA)公共政策部長各氏からご挨拶を頂くとともに、同窓会挨拶



会場の様子



開会式挨拶(総長)

として、片岡大造名古屋大学法学部同窓会関東支部事務局長、名古屋大学参与から挨拶を頂きました。

## ■ 第一部

第一部では、まず、鮎京正訓日本法教育研究センター運営委員長・名古屋大学法政国際教育協力研究センター長から、「日本法教育研究センターと法教育協力について」報告があり、続いて、「日本法教育研究センターのめざすもの」について報告がなされました。ここでは、大屋雄裕日本法教育研究センター教材作成部リーダー・名古屋大学大学院法学研究科准教授から「日本法教育研究センターの到達点」の報告とともに、ルスタムバーエフ・ミルザユスーブ ウズベキスタン・タシケント国立法科大学学長、ソドヴスレン・ナランゲレル モンゴル国立大学法学部長、ホアン・テ・リエン ベトナム・ハノイ法科大学学長、ユーク・ゴイ カンボジア・王立法経大学学長から、各センターの現状についての紹介がなされました。

また、ルナート・マリブルグ スウェーデン・ルンド大学法学部教授から、「国際的な法学教育支援プロジェクトと名古屋大学」の報告と「留学生からみた日本法教育研究センター」として、名古屋大学大学院法学研究科博士課程後期課程1年に在籍するウミルディノブ・アリシエル君、前期課程2年に在

籍するネマトフ・ジュラベック君からの報告がありました。

## ■ 第二部

ここでは、まずテレビ会議システムを通じて、現地の各センターから、現在そこで日本語教育を受けている各国の学生達による状況紹介がなされました。ウズベキスタンからの報告の途中に、同センターで停電があり、通信が途切れるというハプニングがありましたが、各国の学生達の達者な日本語と元気溢れる報告が会場を沸かせました。

その後、鷲見幸美名古屋大学大学院国際言語文化研究科准教授、金村久美名古屋大学大学院法学研究科特任講師から、「日本語教育と日本法研究センター」として、同センターでの教育の概要と評価について報告がなされました。

最後に佐分晴夫名古屋大学理事・副総長から、「国際学術協力拠点としての日本法教育研究センター」との表題のもと、この取り組みについての総括がなされました。以上をもって、本シンポジウムを成功裡に終了することができました。

終了後に懇親会が持たれ、本学出身の留学生達は、教員や同窓生と旧交を温めることができました。



各国センターとのテレビ会議中継の様子



# 特集 2009年度 名古屋大学 「法整備支援戦略の研究」全体会議



名古屋大学  
法政国際教育協力研究  
センター准教授  
林 秀弥

## ■今年度の開催趣旨について

競争法・政策は米国で1世紀、日欧でも半世紀を超える経験を経て定着し、各国の経済成長に大きな役割を果たしてきた。しかし、現在発展途上の諸国においても同様の競争政策が追求されるべきか、あるいはキャッチアップを促進するために先進国とは異なった競争政策が追求されるべきかについては意見が分かれている。これは、途上国における市場競争の現状認識の違いも反映している。一方では、カルテル・談合や支配力濫用が、企業と政治家・官僚との癒着や cronyism（縁故主義・仲間びいき）とも相まって、発展途上国でより深刻な問題になっており、このために競争政策の重要性は先進国における重要性に勝るとも劣らないとの議論がある（例えば、Fox, Eleanor M. (2007) “Economic Development, Poverty and Antitrust: The Other Path,” *Southwestern Journal of Law and Trade in the Americas*, 13, 101-125.）。他方で、Singh (2002) は発展途上国を対象に超過利益率の持続性の実証分析をおこない、持続性が先進国に比して高くないことを示して、発展途上国でも活発な競争がおこなわれていると論じている（Singh, Ajit (2002) “Competition and Competition Policy in Emerging Markets: International and Developmental Dimensions,” *CBR Working Paper*, 246, University of Cambridge）。

こうした現実認識の違いを反映し、発展途上国における競争政策のあり方についても、意見が分かれている。

こうした問題を考えるために、発展途上国における競争政策に知見の深い実務家、研究者を招き、発表をお願いするとともに、コメンテーターや聴衆とも討論する機会を持つために、今年度の法政国際教育協力研究センター（以下、「CALE」）全体会議として、経済

法の法整備支援に関するシンポジウムを計画した。

## ■シンポジウムの報告者とテーマ

本シンポジウムは、2009年12月12日(土)・13日(日)の両日にわたって、独立行政法人 国際協力機構(JICA)の後援の下、文部科学省「世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業」の助成を得て、名古屋大学大学院法学研究科との共催により行なわれた。

シンポジウム初日の【第1部】個別報告では、当方から「経済法における法整備支援の現状と課題」と題して本シンポジウムの趣旨説明を行なった。田中久美子・ベトナム商工省競争管理局JICA専門家（公正取引委員会派遣）からは、「ベトナムにおける競争法のキャパシティビルディング」と題して、ベトナムの法整備支援の状況説明が行なわれた。稗貫俊文・北海道大学大学院法学研究科教授からは、「東アジア競争法の『かたち』について」と題して、東アジア競争法における公正競争と自由競争の相克について興味深い報告が行なわれた。【第2部】では、上記三氏に加えて、川島富士雄・本学国際開発研究科准教授、鈴木将文・本学法学研究科教授を交えてパネルディスカッションが行なわれた。

シンポジウム2日目は、「ベトナム競争法における法整備支援の現状と課題」と題して、ベトナムの経済法における法整備支援に焦点を当てて検討が行なわれた。まず、ベトナム競争当局のトップであるBach Van Mung・ベトナム商工省・競争管理局局長から基調報告が行なわれ、高橋岩和・明治大学法学部教授からは、「ベトナム競争法とその課題」と題して、ベトナム競争法のプログレスレポートが報告された。

## ■シンポジウムの論点

2日間にわたるシンポジウムを通じて、以下の点が議論になったように思われる。筆者なりにまとめると、それは以下の6点である。

- 1.カルテル・談合は実際に頻繁に起きているか、市場支配力を持つ企業による弊害は実際に起きているか、競争法がそれらに対して有効に機能しているか、あるいは機能しうるか（例えばAnderson

# 経済法の法整備支援 — 過去、現在、未来 —

and Jenny (2007) は、外生的な参入障壁が高いこと、情報の非対称性が大きいこと、非貿易財の比重が高いことなどから、競争制限的行動の弊害が途上国において大きいとしている。Anderson, Robert and Jenny Frederic “Competition Policy, Economic Development and the Role of a Possible Multilateral Framework on Competition Policy: Insights from the WTO Working Group on Trade and Competition Policy,” in Erlinda Medalla [ed.] *Competition Policy in East Asia*, Routledge.)。

2. 発展途上国のいくつかにおいては財閥あるいはそれに類する企業グループ（同族支配、金融を含む多業種での事業活動などを特徴とする）による一般集中が見られる。これらグループの存在は市場支配や参入阻害などの競争制限効果をもたらしているのか、あるいは、リスク負担や資金・人材供給により投資や参入を容易にしているのか。もし何らかの競争制限効果があるとすれば、競争政策として何が必要か。
3. 発展途上国においては、先進国へのキャッチアップのために技術能力の蓄積、資本設備の拡大が重要である。そして、技術能力の蓄積のためには海外技術の模倣、技術導入（ライセンス）、また自らの研究開発努力が欠かせない。いうまでもなく、競争こそが革新者に利潤をもたらすというインセンティブ効果を持つ。他方、いわゆるシュンペーター仮説がいうように、新製品の販路を確保し、リスクの高いイノベーションへの資金を確保する上で、大企業あるいは一定の市場支配力を持つ企業が有利な場合もあり、特に途上国ではこうした販売サービスや資金供給の市場が未発達なだけに、この観点から競争政策において特段の考慮が必要だとする議論があり得る。例えば前出のSingh (2002) は、この観点から、静学的効率性を重視する先進国型の競争政策は途上国には不適切だと論じている。
4. 発展途上国においては、自国企業が未発達であるため、新企業の設立による参入が促進される必要性が高い場合がある。このために競争政策として留意すべきことは何か。例えばDutz et al. (2000)

は、発展途上国において、政府や独占的な既存企業が参入阻止行動をとるおそれが高いとして、競争政策の重要性を論じている (Dutz, Mark A.; Ordober, Janusz A.; and Willig, Robert D. (2000) “Entrepreneurship, Access Policy and Economic Development: Lessons from Industrial Organization,” *European Economic Review*, 44, 739-747.)

5. 発展途上国では、多国籍企業の現地法人が最大シェアを持つなど支配的存在となっている産業が多い。このために、競争政策において、何らかの考慮が必要か。
6. 発展途上国では、自国企業の存在が小さいため、国際カルテルによる悪影響が及びやすいとの議論がある (前出のAnderson and Jenny (2007) を参照)。この議論が正しいとすれば、当該国の競争政策として留意すべきことは何か。また国際的な競争政策上の取組がより一層重要になると思われるが、そのためにはどのような組織作りが必要か。

## ■ 最後に

こうした議論を通じて、発展途上国における競争政策のあり方について知見を深めるとともに、法整備支援の観点から、日本として、そして名古屋大学として、何が求められているかを考える機会を持つことができたことは大変有意義であった。

本シンポジウムの成功の背景には、シンポジウムの企画立案段階から種々アドバイスをいただいた鮎京正訓・CALEセンター長、杉浦一孝・本学大学院法学研究科長、および佐分晴夫・本学副総長の御指導によるところが大きい。この場を借りてあらためて深く感謝申し上げます。また、お忙しい中、来賓としてお越しいただいた、浜田道代・公正取引委員会委員（名古屋大学名誉教授）、森永太郎・法務省法務総合研究所国際協力部教官、上柳敏郎・日本弁護士連合会国際交流委員会幹事、山本一宏・日本司法書士会連合会常任理事にも厚く御礼申し上げます。最後に、本シンポジウムの運営を献身的に支えて下さった、CALEスタッフの方々に心より御礼を申し上げて、本報告の締めくくりとしたいと思います。

(はやし・しゅうや/shuya.hayashi@law.nagoya-u.ac.jp)



# 国際シンポジウム

## 「グローバル空間におけるガバナンスに関する協働とその国内法改革へのインパクト—ドナーおよびレシピエントからの視点—」の開催



名古屋大学  
大学院法学研究科  
教授  
市橋 克哉

1月23日(土)および24日(日)の2日間にわたって、文部科学省の「世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業」および学術振興会の「アジア・アフリカ学術基盤形成事業」、そして、名古屋大学大学院法学研究科およびCALEセンターが主催した国際シンポジウム「グローバル空間におけるガバナンスに関する協働とその国内法改革へのインパクト—ドナーおよびレシピエントからの視点—」が開催された。

東ヨーロッパの社会主義体制が崩壊して20年が経過した。これらの国においては、かつての権威主義体制 (authoritarian regimes) から、ある種の民主主義と法の支配の形態への移行が起こった。しかし、こうした移行は、グッドガバナンスの確立のプロセスにおいては、今では流行のトピックではない。また、時代の進化を示す重要な属性でもない。なぜなら、20年前とは比較できないほど根本的に変容した「グローバル空間」が、現在、うま

れているからである。そして、そのなかに組み込まれたこれらの国においては、ある種の民主主義と法の支配が登場したことではなく、グッドガバナンスの確立へ向けたプロセスがどのように進化しているかに焦点をあてるのが、より重要となっているからである。

こうしたグッドガバナンス確立を目指して行われているJICAによるウズベキスタン行政手続法支援は、日本だけではなく、アメリカおよびドイツによるものでもあった。これに携わったわたしたちが注目したことは、この過程で登場したガバナンスに関する「新しい法現象」であった。ウズベキスタンの行政手続法案の作成の過程で、ドナー3カ国のそれぞれの行政手続法制度が参照されたのはもちろんだが、そこでは、支援の緩やかなネットワークの形成と協働によって、共通の行政手続法のstandardが形成された (ある種のソフトローの設定をみることができる)。レシピエントであるウズベキスタン政府の側も、ドナーとの協議の過程を経て、これらの多くを自発的に受け入れて行政手続法案を作成した。この法整備の過程は、行政法における超国家的な、国境を越えた (transnational)



当日の様子

ソフトローの形成、そして、国内行政法における参照とハードローへの発展を通じた governance の確立をめざす実例となった。わたしたちは、支援の当初は予想していなかったが、こうした国境を越えた新しい「行政法のソフトロー現象」に関与することになったのである。

このような経験に動機づけられ、触発されたわたしたちは、同様の問題意識に基づくパラダイムの構築や実践に取り組んでいるアメリカの GAL (Global Administrative Law) プロジェクトと中国における実践、Council of Europe によるヨーロッパ法の standard setting と enforcement の整備の動向、日本におけるソフトローへの関心の高まりに注目するようになった。

こうした状況を見ると、JICA によるウズベキスタン行政手続法支援の場合がそうであったように、今日、各国ドナーが、グローバル空間を緩やかなネットワークとして形成している。そして、かつて言われたようなドナー間の「法律戦争」ではなく、その協働によって、ルールの standard 設定（ソフトローの設定）をみることができ、また、レシピエント側も、この standard を自発的に受け入れて法律を作成している。そこには、「グローバル空間」において、超国家的な、国境を超えるソフトローの設定 (transnational soft law making) とその執行 (enforcement) の

工夫および国内法におけるその受容による governance の確立をめざす取り組みが、ドナー間、そして、レシピエントとドナーとの間における協働として展開するという現象をみだすことができる。

この協働には、**Network**

**Governance** (単一ヒラエルヒー組織ではない、緩やかで超国家的なネットワーク)、**Soft Law** (国内空間を前提にした拘束力ある法 (ハードロー) ではない、ソフトロー)、**Capacity building** (制裁や強制措置ではない、新しい実効性確保手法としての人材育成と協議) という三つの属性が顕著となっている。

そこで、今回の会議では、グローバル空間のなかでグッドガバナンスの確立に向けた協働の取り組みを行っている欧米のドナーや国際組織の代表者として、ヨルグ・ポラケビッチヨーロッパ評議会法改革部長およびヘルベルト・キュッパードイツ司法省東欧法研究所長を招き、そして、これらと協働して、国内法への受容による法改革に取り組むアジア諸国のレシピエントの代表、とくに、capacity building のプロセスのなかで育てている若手の法律家を招き、グローバル空間における協働の登場とその法整備支援および法改革へのインパクトについて議論した。

2日間にわたるシンポジウムの中で、こうした萌芽的な新しい「法現象」について、ドナーとレシピエントとの対話を通して、創造的で挑戦的な問題提起や意見交換ができた。



集合写真



名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター（CALE）では、日本学術振興会・大学院教育改革支援プログラム「法整備支援をデザインできる専門家の養成」および日本学術振興会・若手研究者インターナショナルトレーニングプログラム「国際的発信のできるアジア諸国法研究者・アジア法整備支援研究者の育成プログラム」の一環として、アジアの法と社会やアジア法整備支援に関心を持つ学生や社会人がアジアの法と社会、および法整備支援をめぐる基礎知識や研究方法論を学ぶ場として、サマースクール「アジアの法と社会2009」を2009年9月17日（木）・18日（金）に名古屋大学CALEにて開講しました。このサマースクールは名古屋での開催であったにも関わらず、東京や大阪の法科大学院の学生・修了生も多く出席してくれました。その一人である永戸暁子さん（一橋大学法科大学院修了）にサマースクールの感想を執筆して頂きましたので、ご覧ください。

## 架け橋となるために



一橋大学  
法科大学院修了生  
名古屋大学日本法  
教育研究センター（カ  
ンボジア）非常勤講師  
永戸 暁子

### ■はじめに

「アジアの法と社会」という今回のサマースクールのテーマを見て、以前からアジアにおける法整備支援に興味のあった私は迷わず申し込んだ。二日間にわたり、本テーマにつき多様なアプローチ法をとられている先生方の講義を受けるなど、そうそうない体験であるので、わくわくしながらその日を待っていた。

当日、会場となる教室に入ってみると、夏休みの最中にもかかわらず、数多くの方が席についていた。それまで法科大学院に3年間在籍していたが、自分と同様の分野に興味を抱いている人は滅多におらず、超少数派であることを自覚していた私は、誠に失礼ながらもその人数に驚いた。しかしそれと同時に心強さをも感じた。

### ■サマースクールでの出会い

初日の午後から講義を受け、その日の夜には懇親会が開かれた。そこでは、先生方、そして志を同じくする同年代の人たちと話すことができ、大変刺激を受けた。

普段はお忙しくなかなかお時間を割いて頂くことが適わない、第一線で活躍なさっている先生方からは生のお話を伺うことができ、ますますこの分野への興味が深まった。本分野に関してはまだ情報が多いとは言えず、具体的なイメージを掴むことは難しい。以前より確実に増えてはいるものの、法律を専攻する者のなかに関心をもつ者が依然少数に止まっていることの一因であろう。

また、アジアという共通項を介して同年代の人と話

すことができたのは、自らの将来像を考えていく上でも大変参考になった。私は現在、法曹としてアジア社会に関わる道を模索中である。だがもちろん、出席者のなかにはそれ以外の道からアジアとの関わり方を考えている人もいる。普段、法科大学院の在學生とその他の専攻者との交流の場はそれほどないため、会話を通じて新たな視点に気付くことも多々あり、自分の視野を広げる契機となったことは大きな収穫であった。

アジアの過去、現在、そして未来についての話は尽きることがなく、会場を出た後も場所を移して先生方にも夜遅くまで付き合ってもらい、とても楽しい一時を過ごした。

二日目も前日に引き続き興味深い講義、そして質疑応答を通じて議論がより深められ、終了後も先生方の前には多くの出席者が列を成していた。

国際協力というキーワードは昨今の流行りとも言える。特に、法科大学院設置後、国際協力に興味をもち、かつ法曹を志す者は増えている。しかし、現場がいかなるものであるかを知る機会はこれまであまりなかったように思う。その受け皿としても、今回のサマースクールは大変有意義であった。また、アジアのこれからを担うべきであろう私達の世代が、早くから意見を交換する機会に恵まれたことも幸運であった。この輪をこれからも広げていくためにも、ぜひとも今回のようなサマースクールの継続を願う。

最後になったが、セミナーの開催にあたりご尽力頂いたCALEの皆様へ心から御礼を申し上げたい。



# モンゴル日本法教育研究センター3周年記念シンポジウムを開催



名古屋大学  
大学院法学研究科  
特任講師  
中村 真咲

名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター（CALE）は、モンゴル国立大学法学部に開設した名古屋大学日本法教育研究センターの3周年記念シンポジウム「日本・モンゴルの法曹養成・法学教育の比較」を2009年9月3日（木）にモンゴル日本法教育研究センターで開催した。本シンポジウムのプログラムは、以下の通りである。

来賓挨拶（芝田政之・文部科学省大臣官房国際課長）  
趣旨説明（中村真咲・法学研究科特任講師）

「日本の法学教育」（杉浦一孝・法学研究科教授）

「モンゴルの法学教育・法曹養成」

（S.ナランゲレル・モンゴル国立大学法学部長）

「日本の法曹養成」

（赤根智子・法務省法務総合研究所国際協力部長）

質疑応答・討論

本シンポジウムには、モンゴルの法曹関係者・法学研究者・学生・市民らが出席し、今後のモンゴルの法曹養成や法学教育の目指すべき方向について、活発な議論が展開された。

現在、モンゴルの名古屋大学日本法教育研究センターでは、4学年49名の学生が学んでおり、2009年8月に名古屋大学で開催された日本法教育研究センター夏季セミナーにも新4年生の学生たちが参加するなど、着々と発展しつつある。この日本法教育研究センターの学生から、モンゴルの法曹実務家や法学研究者が現れる日も近い。その時には、日本によるモンゴルの法学教育支援・法曹養成支援は新たな段階に達すると言えるだろう。



同窓会設立総会

なお、本年は、名古屋大学がモンゴルでの研究・教育活動を開始してから20年目という節目であったので、これまでのモンゴルにおける名古屋大学の20年の軌跡を紹介し、さらなる展開についてモンゴル側の学術交流協定機関と協議するために、記念シンポジウム「モンゴルにおける名古屋大学の研究・教育」を濱口道成・総長、ダワー・モンゴル国立大学学長、クランダー教育科学副大臣、城所卓雄・在モンゴル日本国特命全権大使、石田幸男・JICAモンゴル事務所長の臨席の下、モンゴル日本センターで開催したほか、名古屋大学全学同窓会モンゴル支部設立総会、名古屋大学・モンゴル国立科学技術大学の全学協定調印式、モンゴル国立科学技術大学での名古屋大学フィールドリサーチセンター開所式、名古屋大学大学院医学研究科ヤング・リーダーズ・プログラム（YLP）の同窓会、名古屋大学留学説明会など、名古屋大学モンゴル代表団の滞在中には多くの行事が開催された。さらに、一連の行事を記念して開催された「名古屋大学レセプションパーティー」には、モンゴルにおける7つの学術交流協定機関の各代表者、および各省庁の関係者が臨席したほか、日本・モンゴルの両国で歌手として活躍する本学環境学研究所同窓生のオユンナさんも駆けつけ、一連の行事の成功と名古屋大学全学同窓会モンゴル支部の設立を祝福した。

このように、名古屋大学は、モンゴルにおいて社会科学と自然科学の2つの研究・教育拠点を持つに至り、また同窓生たちの交流の拠点となる名古屋大学全学同窓会モンゴル支部も活動を開始した。名古屋大学と各モンゴル側協定機関の研究者や学生たちが、これらの2つのセンターと同窓会を拠点として最先端の研究を展開するとともに、日本とモンゴルの架け橋として活躍することが期待される。



名古屋大学シンポジウム



# New ベトナム便り



## 3か月の回想

### ■ ハノイでの暮らし

私は2009年8月に名古屋大学に特任講師として採用され、同年11月からベトナムのハノイ法科大学にある名古屋大学日本法教育研究センター（以下では単に「日本法センター」と言います）に赴任しました。ハノイに暮らし始めてそろそろ3か月です。着任した頃のハノイは暑くも無く寒くも無く非常に過ごしやすい気候でしたが、すぐに寒くなりストーブが必要なほどになりました。2月の旧正月（テト）の頃になると南国ベトナムにも本格的な冬が訪れるでしょう。ハノイでテトを迎えるのは初めてなので、どんなお正月気分が味わえるか今からとても楽しみにしています。

ハノイでは大通りから路地を200メートルくらい入った住宅の密集した場所に住んでいます。あまりに住宅が密集しているので、天気が分からず、大通りに出て始めて雨が降っていることに気づいたこともあります。大通りの喧騒からは隔離されていますが、近隣から聞こえる音楽や井戸端会議の音がうるさく感じる時もあります。また、路地を自転車ですべて来る物売りの声もよく聞こえてきます。

家はベトナムでよく見かける細長いペンシルビルのような建物です。敷地は10坪程度で狭いですが、4階建なので、階段の上り下りがけっこう重労働です。階段の上り下りよりもっと困るのは停電です。一度停電が起きると最低でも半日、長ければほぼ終日続きます。真っ暗になる停電時でも鍵を開けて家に入れるように、懐中電灯をいつも持ち歩いています。

家から大学までは自転車で通っています。普通に行けばだいたい15分くらいの距離ですが、朝夕の交通渋滞時はもっとかかります。ハノイの渋滞は道幅いっぱいには車やバイクが立錐の余地無く並び、自転車や歩行者とい

えどもその間隙を抜けていくのは容易ではありません。しかも交通マナーは最悪です。日本では尊重される「譲合いの精神」など発揮しては、一生その場を動けないのではないかと思うほどです。また多量のバイクや自動車が出す排気ガスの量も半端ではありません。排気ガスを吸っていることを実感しながら、毎日自転車で走っています。

### ■ 思うこと

日本法センターでは主に3年生に日本法を教えます。日本法といっても憲法や民法のような実定法ではなく、明治以後の政治史や日本社会と法との関わり等が主な内容です。

時折、学生から民法や商法は何時教えてくれるのかと尋ねられます。ベトナムでは市場主義経済が発展するに伴い法律の重要性が高まり、今まではあまり人気の無かった弁護士などの法律実務家を希望する学生も多くなっています。また、ベトナムには多くの外国企業が進出しており、このような会社は現地の企業や役所よりずっと給与が高いこともあり、多くの学生が就



授業の様子



名古屋大学大学院法学研究科 特任講師  
(日本法教育研究センター・ベトナム)

### 塚原 長秋 (つかはら ながあき)

同志社大学法学部、京都大学大学院法学研究科修了。2008年まで弁護士として主に一般民事事件を扱う(大阪弁護士会所属)。その間2001年から2003年までJICA専門家(法整備支援)として、ハノイに滞在。



クリスマスパーティー

職を希望しています。日本法センターに来る学生の中にも、弁護士になって日本とのビジネスに係わる仕事がしたいとか、日系の企業に就職を希望する学生が少なからずいます。このような学生にとっては、実定法など実務的な法律を勉強することに興味があり、それ以外の勉強にはモチベーションを欠いているのかもしれない。それでこのような質問を、しかもけっこう熱心な学生から受けるのではないかと想像します。

もう一つ気になることがあります。日本法センターの学生はハノイ法科大学の正規の授業をきちんと受けたうえに日本法センターで勉強しています。したがって、通常の学生の倍近くの勉強をすることになります。3年生になって日本法の勉強を始めるようになれば学生の負担はますます増えていきます。日本や日本法に興味を失って日本法センターを去っていくのは仕方ないとしても、負担が大きくなりすぎて日本法センターを去っていくようになるのは学生にとって我々にとってもあまり好ましいことではないような気がします。たとえば日本企業に就職する場合、より重視されるのは日本法の知識よりもしっかりした日本語の運用能力なのではないでしょうか。そのような日本企業

を目指す学生には、負担の大きな日本法の勉強の比率を軽くして、実践的なビジネスの知識や日本語をより時間をかけて教えることも一案かと思えます。今の学生の負担からすると、優秀なごく一部の学生は別にしても、日本語も日本法も中途半端になってしまうのではないかと危惧しています。

日本法センターは、本来、日本で日本法を研究しようとする学生のために設立されたと聞いています。今のカリキュラムもそのことを前提としているようです。でも、センターの学生みんなが留学できるわけでもありませんし、少なくともベトナムでは学究生活を志している学生は少数派で、多数派は前述したように実務に傾いています。一部のできる学生だけでなく日本に関心を持ってくれる学生全員の希望に合わせた複数の選択肢を日本法センターで提供できるようになればと私個人としては考えています。



日本事情発表会



名古屋大学大学院法学研究科では、日本学術振興会「若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム (ITP)」による助成を受けて、「国際的発信のできるアジア諸国法研究者・アジア法整備支援研究者の育成プログラム」(2009～2013年度)を実施しています。本プログラムでは、アジア諸国の言語・社会・法制度に精通し、その研究成果を国際的に発信することのできる若手研究者を育成するために、世界的なアジア諸国法研究・アジア法整備支援研究の拠点に大学院生・ポスドクを長期間(3ヶ月以上～10ヶ月未満)派遣し、研究する機会を提供しています。2009年度は、本プログラムにより2名の大学院生と1名のポスドクを派遣しましたが、このうち曾根加奈子さん(大学院法学研究科・博士後期課程1年)に派遣先での研究生生活を報告して頂きました。

## タイの政治的混乱と強力な裁判所の行方



名古屋大学  
大学院法学研究科  
博士後期課程1年  
曾根 加奈子

2009年8月10日から2010年3月27日までの約7ヶ月半にわたり、日本学術振興会の若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム (ITP) 派遣の機会をいただきました。チュラロンコン大学文学部のタイ語集中講座を受講し、タイ語力の向上に努めながら、自身の研究対象であるタイ憲法および憲法裁判所に関する資料収集を進めています。また、タイの国立大学法学部は社会人にも広く開かれており、夜間にも授業が開講されているので、夜間も含めて学部の憲法の授業に参加しています。学生は皆勉強熱心で、日本の選挙制度や司法制度改革に対する関心がとくに高く、つたないタイ語で説明するのに四苦八苦する日々です。

### ■ 政治的混乱の続くタイ

2006年9月19日のクーデタ以降、タイ国内で「赤色シャツ」(親タックシン派)と「黄色シャツ」(反タックシン派)による抗議活動が続いており、80年代後半から飛躍的な経済成長を遂げ、東南アジア諸国の中でも比較的安定していると目されていたタイは、現在出口の見えない混迷状況にあります。昨年12月5日の国王陛下82歳の誕生日前後は王宮付近で祝賀イベントが盛大に催され、多くの国民が入院中の国王陛下



タイ語クラスの先生と

の健康回復を祈るピンク色の服を着て全国から集まりました。その間、「赤色シャツ」は現政権に対する抗議活動を自粛していましたが、年が明けた現在は抗議

活動を再開し、今後更に、憲法改正、タックシン元首相資産没収に関する最高裁判所判決(2月26日予定)等をめぐって、不安定な情勢が続くとみられます。

### ■ 強力な裁判所

タイ東部ラヨン県の臨海工業地帯に位置するマップット工業団地において、健康被害を訴えた周辺住民等が工業プロジェクトの認可取消し等を求めた裁判で、2009年12月2日最高行政裁判所は、憲法67条2項に基づき、65件のプロジェクトの一時停止を命じました。憲法67条2項は、地域社会の環境・健康に甚大な被害を与える恐れがある事業について、環境アセスメント・健康アセスメントの実施、審査のための独立機関の設置、公聴会の開催を義務付けており、現在政府はプロジェクト再開に向けて、憲法67条2項に基づいた早急な対策を迫られています。

この例に限らず、現在タイでは、1997年憲法から設立された憲法裁判所および行政裁判所の判断が、政局や政策形成に多大な影響を与えています。憲法裁判所についていえば、2006年4月総選挙を無効とした判決、その後の与党解党・首相失職など、政治的混乱に「決着」をつける判決を下してきました。これらの裁判所による判決は、国民の権利保障を促進する面がある一方、政治部門の決定と鋭く対立するものです。タイはどのように権力間のバランスをとっていいのか、今後の動向に注目しつつ、残りの留学生生活を過ごしていきたいと思います。(2010年1月記)



チュラロンコン大学で最も古い文学部の建物の前で

名古屋大学大学院法学研究科では、文部科学省「大学院教育改革支援プログラム」による助成を受けて、「法整備支援をデザインできる専門家の養成」(平成19~21年度)を実施しています。本プログラムでは、法整備支援をデザインできる専門的な知識と高度な能力を身に付け、国際的に活躍できる若手研究者・実務家を養成するために、将来、法学分野の国際協力に携わることが希望する学生を国内・海外の法整備支援実施機関・国際機関へインターンシップとして派遣しています。2009年度は8名の大学院生を派遣しましたが、このうち森弥生さん(大学院国際開発研究科・博士前期課程1年)に派遣先での体験を報告して頂きました。

# インターン 報告

## 「法の支配」への取り組みを垣間見て



名古屋大学  
大学院国際開発研究科  
博士前期課程1年  
森 弥生

私が名古屋大学に入学した理由は、生の法整備支援に携わることができると思ったからです。そして法政国際教育協力研究センター(CALE)に携わり、法整備支援とは何なのか、曖昧な定義の中に正当性を見出すことはできるのか、という疑問を解決すべく人権分野の法整備支援について研究することを考えました。

今回、カンボジアを研修先に選んだのは、カンボジアの平和構築支援に興味を抱き、現地に赴き実際にNGO関係の方にお話を伺うことで、当時の様子をより詳しく学ぶことができると考えたからです。カンボジアのクメール・ルージュ特別法廷はポル・ポト時代に行われた残虐な犯罪を裁き、国内の和解を導く裁判です。しかし、上級官のみを対象に和解が行われたところで、実際のカンボジア市民間の和解は導かれるのでしょうか。1991年にパリ和平協定が結ばれ、2006年にクメール・ルージュ法廷はやっと始動しました。その間カンボジア国内ではどのようにクメール派を処理してきたのでしょうか。恐らく村内では何らかの話し合いや和解を導く調停が行われたのではないかと考え、私はカンボジアを一例として修士論文に組み入れる事にし、今回カンボジアで研修を行うことにしました。

現地では、カンボジア日本法センターの学生と共にカンボジアドキュメントセンター(DC-Cam)やクメール・ルージュ特別法廷(ECCC)に社会科見学に連れて行き、国際刑事法についての簡単な授業をしました。これらの訪問で一番印象深かったのは、カンボジア人がクメール・ルージュに対して無関心、あるいは他人事のように認識している事でした。法学部の学生でさえ、DC-CamやECCCに行くのは

今回が初めてという学生が大半でした。ECCCは、外国の多額な支援の上に成立しており、今後の国際刑事法廷のモデルになる可能性があるため国際社会が注目している一方、当該国民はそれ程期待していない様子が見受けられました。

今回は上記ECCCやDC-Camの他にも、民間の司法に対する意識を改善するために活動する、Khmer Institute for Democracy (KID)などのNGOや、刑事法分野の法整備支援をしているCambodia Criminal Justice Assistance Project (CCJAP)、国内刑事裁判所などをも訪問させていただきました。特にKIDは、田舎地域に法の支配を普及するため村の相談役を村民から選抜し裁判所以外で和解を促すシステムを作り上げていました。当活動は司法省にも功績が認められ、今後更に規模を拡大するようです。このような活動の拡大とともに、カンボジアにおける法の支配も更に発展していくことが想定されます。私は、当経験を生かして、今後もカンボジアの法の支配の発展に注目していきたいと考えています。

最後に10日間という短期間であるにも関わらず、インターンシップをすることを許してくださったCALE関係者の皆様、受け入れて下さったカンボジア日本法センターの皆様、お世話になった様々な機関の方々から心から感謝致します。本当にありがとうございました。



社会科見学(ECCC)



# センター長便り 最終回

## 韓国の郷約研究にふれて



名古屋大学  
法政国際教育協力研究  
センター長  
鮎京 正訓

2010年2月、姜東局准教授のお手配により、韓国国立中央博物館を訪れました。この博物館では、2009年10月から2010年1月まで、韓国の「郷約」展示会を行い、私の訪問時にはすでに展示会は終了していたのですが、博物館側のご好意により、郷約に関する資料の閲覧と興味ぶかいお話を学芸研究士の李孝鐘先生よりおうかがいすることができました。

この数年来、宇田川幸則CALE副センター長、姜先生、そして私の三人は、日本学術振興会科学研究費(基盤B)の交付をうけ、「郷約の比較法的研究～中国・韓国・ベトナム～」に取り組んでいます。

11世紀中国に起源をもつ郷約(きょうやく。村のおきて)が、その後、朝鮮、ベトナムに伝播し、各国で独自の発展をとげていったのですが、近年、各国の郷約は時代の流れに合わなくなり、郷約は次第に失われていきました。

しかし、ベトナムでは、ドイモイ(刷新)政策下の1989年以降、郷約の復活という事態が生じてまいりました。この現象を解明するため、日本においても、歴史学者、人類学者がベトナムの郷約研究を行ってきましたが、私はかつて仁井田陸先生(中国法制史)が行われたような、郷約の比較研究がもっと推進されるべきであると考え、中国法の宇田川先生、東洋政治思想史の姜先生とともに、中国、韓国、ベトナムの比較法的研究プロジェクトに取り組みはじめたのです。

当たり前ですが、郷約研究の第一歩は、郷約を実際に見ることからはじめなければなりません。ベトナムでは「漢文・ノム字研究院」などに古い郷約が保存されておりますが、今回は韓国の古い郷約(コピー)を見せていただくことができました。

李先生のお話では、韓国では最古の郷約は1475年のものであるとされており、その後、様々な地域で郷約が作られますが、今回の展示会のメインは、何と1977年という時代まで400年間にわたり実際に存続してきた、ある村の郷約についてでした。しかし、この郷約は、セマウル(新しい村)運動により終焉を迎えました。

李先生の話を読み、いろいろなことを考えました。第1に、郷約は、歴史の中での社会的文脈によって大きくその性格を変えていくものである、という点です。この点は、村の自立性が強調された時代と、中央政府による統制が強化された時代というように、郷約が歴史の中で様々な性格を変えていくということに着目しながら研究することの重要性と関係しています。

第2に、郷約をつくった際の構成メンバーはだれか、



韓国国立博物館の「郷約」パンフレット

そしてリーダーはだれか、という構成員の変化に着目していく視点です。両班(ヤンバン)だけか、あるいは、非両班の一般の庶民も郷約のメンバーになっているか、という問題の解明は、これも歴史性にかかわる重要なテーマです。

第3には、郷約と儒教の関連についてです。一般的に儒教は郷約に大きな影響を与えてきたことはたしかですが、リーダーの考えにより、郷約の中に、儒教的な教えだけではなく、地域自治の伝統的な考えをどのように取り入れていったのかをめぐると実証的な研究が必要です。

李先生との話は、とても気持ちのよいものでした。相互が関心を持ち研究をしている共通のテーマを話すときには、たとえ初対面ではあっても、お互いにハッ

タリがなく直截に論じ合うことができる喜びを感じました。

いつの日か、日本かどこかで、「郷約の中韓越比較展示会・討論会」を是非開催したいと思いました。

※4年間にわたりCALEセンター長をつとめてきましたが、この3月でセンター長を辞め、4月からは市橋克哉教授が新センター長に就任されることになりました。したがって、私の「センター長便り」は、これが最終回です。CALEに関心を寄せてくださる皆様方に感謝申し上げますとともに、今後ともCALEへの一層のご支援をお願いいたします。

## 行事 2009年10月～2010月3月

行事		
11/6(金)	名古屋大学法学部創立60周年記念国際シンポジウム「体制移行国・発展途上国への法学教育協力～名古屋大学日本法教育研究センターの新たな挑戦～」 於：東京国際フォーラム	【講演者】12名 【参加者】約150名
11/24(火)～12/4(金)	平成21年度国別研修「イラン法制度整備支援2」 於：東京都、愛知県内	【研修員】13名
12/9(水)	CALE外国人客員研究員(客員教授)報告会 “Comparative study of public legal system between Japan and Mongolia” 「日本とモンゴルの公法に関する比較研究」 於：名古屋大学・CALE	【講演者】ジュグネー・アマルサナー (モンゴル科学アカデミー 哲学・社会学・法学研究所)
12/12(土)～12/13(日)	2009年度名古屋大学「法整備支援戦略の研究」全体会議 於：JICA 中部国際センター	【講演者】7名 【参加者】75名
12/22(火)	講演会“Modern Uzbekistan and development of Uzbek-Japan Relations” 於：名古屋大学・留学生センター	【講演者】シロジェ・アジーゾフ (在日ウズベキスタン大使館)
1/23(土)～1/24(日)	国際シンポジウム「グローバル空間におけるガバナンスに関する協働とその国内法改革へのインパクト～ドナーおよびレシピエントからの視点～」 於：名古屋大学・文系総合館	【講演者】14名 【参加者】約70名
2/1(月)	講演会「WTO貿易政策検討メカニズムと金融危機後の課題」 於：名古屋大学・国際開発研究科	【講演者】早藤昌浩 (WTO貿易政策検討部)
3/3(水)	講演会「中国への行政法整備支援の新たな経験—中央・省・地方政府への支援—」 於：名古屋大学・CALE	【講演者】 マルコルム・ラッセル・アインホーン (ニューヨーク州立大学)
3/6(土)～3/7(日)	「日本・カンボジア比較法研究に関する国際会議」 於：バニヤストラ大学(カンボジア・プノンペン)	【参加者】約70名
3/11(木)	名古屋大学ウズベキスタン事務所開所式 於：インターナショナルビジネスセンター(ウズベキスタン・タシケント)	【参加者】約200名
3/18(木)	講演会“The UN Convention on Contracts for the International Sale of Goods (Vienna, 1980) Basic features and practical importance” 於：名古屋大学・CALE	【講演者】ルカ・カステラーニ (国連国際商取引法委員会)
3/23(火)	CALE外国人客員研究員(客員教授)報告会 “JaLII and the Creation of Legal-Linguist Professions for Japan” “Reforming Japanese Corrections: Catalysts and Conundrums” 於：名古屋大学・CALE	【講演者】キャロル・ローソン (弁護士、リーガルコミュニケーションズ ジャパン・事業主)



その他海外派遣・受入			
派遣		派遣者	
9/30(水)～10/14(水)	モンゴル	<b>日本法センター(モンゴル)秋季スクーリング</b> 於：モンゴル国立大学・日本法センター（モンゴル・ウランバートル）	菅野満美、那須田美幸（名古屋大学）
10/5(月)～10/21(水)	ウズベキスタン	<b>日本法センター(ウズベキスタン)秋季スクーリング</b> 於：タシケント国立法科大学・日本法センター（ウズベキスタン・タシケント）	宮川享、吉野絵吏（名古屋大学）
10/14(水)～10/17(土)	ベトナム	<b>ALIN総会“Exchange between Legal Experts”、 国際学術会議“Juridical Guarantee of Asia Legal Information Network”</b> 於：Hotel Halong Dream（ベトナム・ハロン市）	鮎京正訓（名古屋大学）
10/29(木)～11/12(木)	インドネシア	<b>「インドネシア法制度改革の現状に関する問題設定」のための現地調査</b> 於：ガジャマダ大学（インドネシア・ジョグジャカルタ）	櫻井雅俊（名古屋大学）
11/12(木)～11/25(水)	ベトナム	<b>日本法教育研究センター教材及び運営に関する打合せ</b> 於：ハノイ法科大学	金村久美（名古屋大学）
12/14(月)～12/23(水)	モンゴル	<b>日本法教育教材開発に関する打ち合わせ</b> 於：モンゴル国立大学法学部・日本法センター（モンゴル・ウランバートル）	金村久美（名古屋大学）
12/20(日)～12/24(木)	ベトナム	<b>日本法センターの広報および日系企業との懇談会</b> 於：ベトナム計画投資省（ベトナム・ハノイ）、工業団地（ベトナム・ホーチミン）	加藤武夫（名古屋大学）
12/25(金)～12/31(木)	ウズベキスタン	<b>ウズベキスタン国政選挙の国際監視</b> 於：中央選挙委員会（ウズベキスタン・タシケント）	鮎京正訓（名古屋大学）
1/5(火)～1/11(月)	カンボジア	<b>日本法センタープレゼンテーションに出席等</b> 於：王立法経大学（カンボジア・プノンペン）	杉浦一孝、加藤武夫、牧野絵美、丸山剛史（名古屋大学）
1/28(木)～1/31(日)	ベトナム	<b>「体制移行と法整備及び法学教育支援に関する理論分析」のための研究打合せ</b> 於：ハノイ法科大学等	鮎京正訓（名古屋大学）
1/29(金)～2/6(土)	中国	<b>「中国に於ける行政法改革」に関する現地調査</b> 於：中国政法大学（中国北京市）、湖南省政府法制弁公室（中国長沙市）、中国全人民代表大会法制工作委员会（中国北京市）、Asian Foundation（中国北京市）	樹神成、金如根（三重大学）、本多滝夫（龍谷大学）、徳田博人（琉球大学）、市橋克哉（名古屋大学）
2/12(金)～2/26(金)	モンゴル	<b>「モンゴル国における立憲主義の比較法的研究」に関する現地調査</b> 於：モンゴル国立中央図書館、モンゴル国立大学法学部・日本法教育研究センター、国連開発計画モンゴル事務所（モンゴル・ウランバートル）中央県ウンドゥルシレート村、中央県エルデネット村	上村明（東京外国語大学）
2/13(土)～2/24(水)	ドイツ・フランス・デンマーク	<b>ヨーロッパにおける日本法教育及び海外拠点の調査</b> 於：早稲田大学ボン事務所、名古屋大学ビジネス訴訟研究所（ドイツ）、ヨーロッパ評議会、ヨーロッパ人権裁判所、人権研究所、ストラスブール大学（フランス）、北欧アジア研究所（デンマーク）等	（ドイツ・フランスのみ）上地一郎、金村久美、牧野絵美（名古屋大学）、（ドイツ・フランス・デンマーク）中村真咲（名古屋大学）
2/18(木)～2/21(日)	タイ	<b>ITPにおけるワークショップに参加</b> 於：チュラロンコン大学	鮎京正訓（名古屋大学）
2/27(土)～3/4(木)	カンボジア	<b>日本語教育視察</b> 於：王立法経大学、日本法センター（プノンペン）等	衣川隆夫、鷺見幸美、豊田美由紀、宮島良子、金村久美、コン・ケア、ホアン・ディ・テウ・ハイ（名古屋大学）
3/2(火)～3/7(日)	モンゴル	<b>日本法センター(モンゴル)春季スクーリング</b> 於：モンゴル国立大学・日本法センター（モンゴル・ウランバートル）	田高寛貴（名古屋大学）
3/3(水)～3/7(日)	ベトナム	<b>日本法センター(ベトナム)春季スクーリング</b> 於：ハノイ法科大学・日本法センター（ベトナム・ハノイ）	大屋雄裕（名古屋大学）
3/3(水)～3/19(金)	カンボジア	<b>法整備に関する比較研究及び司法機関へのヒアリング調査</b> 於：王立法経大学、司法省、パニャサストラ大学等（カンボジア・プノンペン）	傘谷祐之（名古屋大学）
3/16(火)～3/21(日)	モンゴル	<b>日本法センター(モンゴル)春季スクーリング</b> 於：モンゴル国立大学・日本法センター（モンゴル・ウランバートル）	大河内美紀（名古屋大学）
3/19(金)～3/26(金)	ドイツ	<b>ITPに関する打合せ及び意見交換</b> 於：マインツ大学法学部等	林秀弥（名古屋大学）
海外受入			受入者
1/27(水)	モンゴル	<b>モンゴルの国土利用と自然環境保全のあり方に関する文理融合型研究に関するセミナーにおける講演</b> 於：名古屋大学・文系総合館	バトボヤン・バトジャブ（モンゴル科学アカデミー地理学研究所・研究員）
国内受入			受入者
1/9(土)～1/11(月)		<b>比較行政法に関する研究打合せ(共同研究)</b> 於：名古屋大学CALE	湛中楽（新潟大学）
2/4(木)		<b>在日ウズベキスタン大使との意見交換会</b> 於：名古屋大学・豊田講堂	ハミドゥラ・カラマトフ、マフムド・ハジメトフ、マンズール・バヒリディノフ、オタベク・ガイボフ（在日ウズベキスタン大使館）

※「名古屋大学日本法教育研究センター」は、紙面の都合上「日本法センター」と表記。

## CALE外国人研究員紹介

CALEは、モンゴルから Jugnee Amarsanaa (ジュグネー・アマルサナー) 博士を海外客員研究員として2009



年10月～12月にお迎えしました。アマルサナー博士は、モンゴル科学アカデミー正会員、モンゴル科学アカデミー哲学・社会学・法学研究所長、モンゴル憲法裁判所判事であり、同国を代表する著名な法学者です。ご専門は国際法であり、これまでに法務大臣、モンゴル国立法律センター長、モンゴル国立大学法学部国際法学科長などの要職を歴任されました。客員研究員としての研究テーマは、「モンゴル・日本の法システムの比較研究」です。

## CALE外国人研究員紹介



2010年1月4日から3月31日までの約3ヶ月間、CALE外国人研究員としてCarol Lawson (キャロル・ローソン) 先生をお迎えしました。ローソン先生は弁護士であり、リーガルコミュニケーションズ・ジャパンの事業主であります。

ローソン先生は、日本の法令翻訳の質を向上させるために、活躍されています。また法務省の標準対訳辞書の充実のためのサポート、EUを模範とした、日本の弁護士・言語学者に対する支援、法律英語翻訳および日本の法案起草の実用的マニュアルの出版などの面で支援をされています。

## 海外派遣者一覧 (2009年度)

### 大学院教育改革プログラム

8月26日～ 9月 8日	日本法センター (モンゴル)	傘谷祐之 (博士後期課程)
10月4日～10月18日	マックス・プランク外国私法・国際私法研究所 (ドイツ)	ジャラガルサイハン・オユンツンガラグ (博士後期課程)
11月2日～26日	国際金融公社 (IFC) (トルコ)	イブラギモフ・ノディル (博士前期課程)
12月3日～ 1月 6日	国際連合国際商取引委員会 (オーストリア)	シャイモフ・ムヒリス (博士前期課程)
1月12日～ 2月12日	南オーストラリア大学 (オーストラリア)	アミロバ・ナルギザ (博士後期課程)
1月 7日～ 2月 9日	マックス・プランク外国刑法・国際刑法研究所 (ドイツ)	ウラズバエバ・タマラ (博士前期課程)
1月21日～ 2月 2日	日本法センター (カンボジア)	森弥生 (国際開発研究科博士前期課程)
2月12日～23日	日本法センター (ウズベキスタン)	中山聖子 (法科大学院)

### ITP (若手研究者国際ショナルトレーニングプログラム)

7月～12月	ワシントン大学 (アメリカ)	バドボルド・アマルサナー (外国人研究員)
8月～ 3月	チュラロンコン大学 (タイ)	曾根加奈子 (博士課程後期)
9月～12月	ハイデルベルク大学 (ドイツ)	水谷仁 (博士課程後期)